

## 給水工事関係覚書（農業用等）

このたび、下記の給水装置場所で

[ 農業用 ・ 工業用 ・ その他（ ） ]

に必要な水を給水申込みをするにあたり、下記事項を了承し本覚書を提出します。

したがって、将来使用目的の変更があった場合は、必ず給水装置工事・給水申込書により改造申込みをします。

### 記

#### 1 給水装置場所

常滑市

- 2 本給水契約工事に必要な費用がある場合は、全額管理者の指定どおり申込者で負担します。
- 3 その他疑義が生じた場合は、管理者の決定に従います。

年 月 日

常滑市水道事業

常滑市長 殿

申 込 者 住 所

〔給水装置〕  
〔所有者〕 氏 名

印